

税務・財務相談

Q&A

東日本大震災からの復興に向けて 新会計ルールのポイントを知ろう！ — 中小企業の会計に関する基本要領 — その3

村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所
税理士



今月号では、新春号に引き続き企業の財政状態や経営成績を判断するためのモノサシ、14項目のうち残り7項目を取り上げます。

「モノサシ14項目」って何でしょう？

中小会計要領「各論」に示される勘定科目ごとの会計処理の方法、限定14項目です。

「概論」及び「総論」、その他本稿で使用する用語の略称等につきましては、本誌2012年11月号及び2013年新春号をご覧ください。

のっけからいきなりの結論で恐縮ですが、本稿最後の5行をまずはご覧ください。

「企業がどのような会計ルールを適用しているかという情報は、利害関係者にとってその企業の経営成績や財政状態を判断する上で重要な情報である～」

そうです、その重要な情報である「会計ルール」3回シリーズの最終回です。

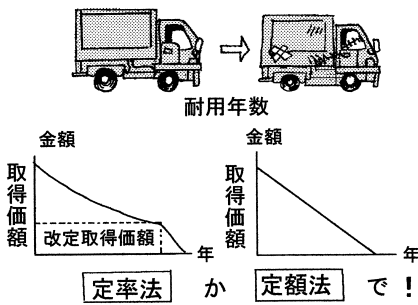
〔質問1〕

固定資産の会計処理のポイントを教えてください。

〔回答〕

- (1) 固定資産は、有形固定資産（建物、機械装置、土地等）、無形固定資産（ソフトウェア、借地権、特許権、のれん等）及び投資その他の資産に分類します。
- (2) 固定資産は、原則として、取得原価で計上します。
- (3) 有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、**相当の減価償却**を行います。
- (4) 無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却を行います。
- (5) 固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とします。
- (6) 固定資産について、災害等により著しい資産価値の下落が判明したときは、**評価損を計上**します。

有形固定資産は相当の減価償却を行います。



<固定資産の減価償却と評価損の計上>

● 減価償却の方法

有形固定資産は、定率法、定額法の方法に従い、相当の減価償却を行います。

無形固定資産は原則として定額法により、相当の減価償却を行います。

固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とします。

● 相当の減価償却

相当の減価償却とは、一般的に耐用年数にわたって、毎期、規則的に減価償却を行うことをいいます。しかし、合理的な理由があった場合には、会社の実態に応じて償却費を計上することも相当の範囲内であると考えられます。具体的には、ある期において会社の業績が悪く、機械等の稼働率が通常の半分程度であった場合には、償却費も稼働率などの一定の基準により計算し1/2程度とすることも合理的であろうと考えられます。

● 評価損の計上

災害があった場合等予測することができない著しい資産価値の下落が生じた場合には、相当の金額を評価損として計上する必要があります。

〔質問2〕

繰延資産の会計処理のポイントを教えてください。

〔回答〕

創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費及び新株予約権発行費は、費用処理するか、繰延資産として資産計上します。

繰延資産は、その効果の及ぶ期間にわたって償却します。

繰延資産は、対価の支払いが完了し、これに対応するサービスの提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって生じるものと期待される次の①～⑥の費用をいい、償却期間はそれぞれ次のとおりです。

<会計上の繰延資産と償却期間>

繰延資産	償却期間
① 創立費	5年以内
② 開業費	
③ 開発費	
④ 株式交付費	3年以内
⑤ 新株予約権発行費	
⑥ 社債発行費	社債の償還までの期間

これらの繰延資産は、費用として処理する方法のほか、貸借対照表に資産計上する方法も認められています。資産計上した繰延資産は、その効果が及ぶ期間にわたって償却する必要があります。

資産計上した繰延資産について、支出の効果が期待されなくなったときには、資産の価値が無く

なっていると考えられるため、**一時に費用処理**する必要があります。

なお、**法人税法固有の繰延資産**については、会計上の繰延資産には該当しません。そのため、固定資産（投資その他の資産）に「**長期前払費用**」として計上することが考えられます。「法人税法固有の繰延資産」とは以下に記載するような費用で、効果が支出の日以後1年以上に及ぶものが該当します。

＜法人税法上の繰延資産＞

- ① 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用
- ② 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立退料その他の費用
- ③ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用
- ④ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用
- ⑤ ①から④までに掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用

〔質問3〕

リース取引の会計処理のポイントを教えてください。

〔回答〕

リース取引に係る借手は、賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理を行います。リース取引の会計処理には、賃貸借取引に係る方法と、売買取引に係る方法に準じて会計処理する

方法の2種類があります。

＜賃貸借取引に係る方法とは＞

- リース期間の経過とともに、支払リース料を費用処理する方法です。
- 賃貸借取引に係る方法で会計処理を行った場合、将来支払うべき金額が貸借対照表に計上されないため、金額的に重要性があるものについては、期末時点での未経過リース料を注記することが望ましいと考えられます。

＜売買取引に係る方法に準じた会計処理とは＞

- リース取引を通常の売買取引と同様に考える方法であり、金融機関等から資金の借入を行って資産を購入した場合と同様に扱うこととなります。
- リース対象物件を「リース資産」として貸借対照表の資産に計上し、借入金に相当する金額を「リース債務」として負債に計上することとなります。
- リース資産は、一般的に定額法で減価償却を行うこととなります。

〔質問4〕

引当金の会計処理のポイントを教えてください。

〔回答〕

以下に該当する引当金は、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として計上し、引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載します。

- ① 将来の特定の費用又は損失であること



- ② 発生が当期以前の事象に起因すること
- ③ 発生の可能性が高いこと
- ④ 金額を合理的に見積ることができること

引当金は、未払金等の確定した債務ではないものの、上記4つの要件を満たす場合には、財政状態を適正に表示するために、負債の計上もしくは資産からの控除が必要であると考えられ、合理的に見積って計上することになります。

具体的には貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金、返品調整引当金等の引当金があります。なお、金額的に重要性が乏しいものについては、計上する必要はありません。

● 賞与引当金

賞与引当金については、翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額を計上します。

<支給対象期間基準の算式>

$$\text{繰入額} = \left[\frac{\text{前1年間の1人当たりの使用人等に対する賞与支給額}}{\text{当期の月数} / 12} - \frac{\text{当期において期末在职使用人等に支給した賞与の額で当期に対応するものの1人当たりの賞与支給額}}{\text{期末の在职使用人等の数}} \right]$$

● 退職給付引当金

退職給与引当金については、退職金規程や退職金等の支払いに関する合意があり、退職一時金制度を採用している場合には、当期末における退職給付に係る自己都合要支給額を基に計上します。

● 中小企業退職金共済等

中小企業退職金共済、特定退職金共済、確

定拠出年金等将来の退職給付について拠出以後に追加的な負担が生じない制度を採用している場合には、毎期の掛金を費用処理します。

〔質問5〕

外貨建取引等の会計処理のポイントを教えてください。

〔回答〕

外貨建取引は、当該取引発生時の為替相場による円換算額で計上します。

外貨建金銭債権債務については、取得時の為替相場又は決算時の為替相場による円換算額で計上します。

<外貨建取引とは……>

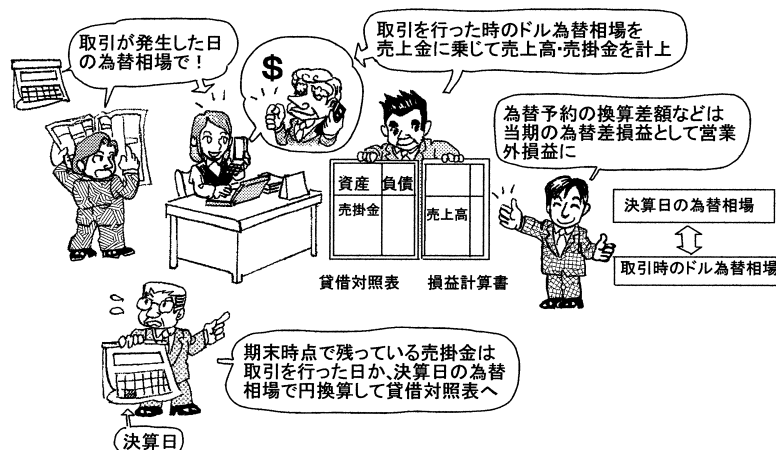
外貨建取引とは、決済が円以外の外国通貨で行われる取引をいいます。

～たとえばドルで輸出したら？～

ドル建で輸出を行った場合、ドル建の売上金額に、取引を行った時のドル為替相場を乗じて円換算し、売上高と売掛金を計上します。

～いつの為替相場で？～

取引発生時のドル為替相場は、取引が発生した日の為替相場のほか、前月の平均為替相場等直近の一定期間の為替相場や、前月末日の為替相場等直近の一定の日の為替相場を利用することが考えられます。



～期末の円換算額は？～

ドル建の売上取引に関する売掛金が、期末時点でも残っている場合は、貸借対照表に記載する金額は、取引を行った時のドル為替相場による円換算額か、決算日の為替相場による円換算額かのいずれかで計上します。

なお、決算日の為替相場のほか、決算日の前後一定期間の平均為替相場を利用することも考えられます。

～為替差損益の処理は？～

為替予約を行っている場合には、外貨建取引及び外貨建金銭債権債務について、決済時における確定の円換算額で計上することができます。決算日の為替相場によった場合、取引時のドル為替相場による円換算額との差額は為替差損益として損益処理します。

〔質問6〕

純資産の会計処理のポイントを教えてください。

〔回答〕

純資産は、資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額になります。

純資産のうち株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金等から構成されます。

＜資本金・資本剰余金＞

資本金及び資本剰余金は、原則として、株主から会社に払い込まれた金額をいいます。

資本剰余金は、会社法上、株主への分配が認められていない資本準備金と、認められているその他資本剰余金に区分されます。

＜利益剰余金＞

利益剰余金は、原則として、各期の利益の累計額から株主への配当等を控除した金額をいいます。利益剰余金は、会社法上、株主への分配が認められていない利益準備金と、認められているその他利益剰余金に区分されます。

〔質問7〕

注記のポイントを教えてください。

〔回答〕

会社計算規則に基づき、重要な会計方針に係る事項、株主資本等変動計算書に関する事項等を注記します。

中小会計要領に拠って計算書類を作成した場合には、その旨を記載します。

決算書は、経営者が、企業の経営成績や財政状態を把握するとともに、企業の外部の利害関係者に経営成績や財政状態を伝える目的で作成しますが、貸借対照表や損益計算書の情報を補足するために、一定の注記を記載する必要があります。

＜重要な会計方針に係る事項とは＞

重要な会計方針に係る事項は、有価証券や棚卸資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準等を記載します。

＜株主資本等変動計算書に係る事項とは＞

株主資本等変動計算書に関する注記は、決算期末における発行済株式数や配当金額等を記載します。

＜その他の注記事項＞

- 会計方針の変更又は表示方法の変更もしくはは誤謬の訂正を行ったときには、その変更内容等を記載します。
- 貸借対照表に関する注記として、「受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額」を注記することとしています。
- 「未経過リース料」についても注記することが望まれます。
- その他貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記します。
- 企業がどのような会計ルールを適用しているかという情報は、利害関係者にとってその企業の経営成績や財政状態を判断する上で重要な情報であることから、中小会計要領に拠って計算書類を作成した旨を記載することが考えられます。